

千葉県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ファイン	東京都墨田区亀沢 4-9-4-212	和光薬局長沼店	千葉市稲毛区長沼町 134-13	令和2年8月1日
株式会社タカサ	千葉県市原市五井東 1-1-1	薬局タカサドライブ スルー仁戸名店	千葉市中央区仁戸名 町710-5	令和2年9月7日